

Q6-7 税務調査期限および不服申立て・税務訴訟について教えてください。

■ 税務調査期限

法令により納税義務者が納付すべき税金について、定められた申告期間内に申告され、かつ故意の租税回避ではない場合、税務調査徴収期間は5年となっています(税金徴収法第21条第1項第1号)。期間内に申告されていない場合、あるいは故意の租税回避であるとみなされた場合は、税務調査徴収期間は7年です(同法第21条第1項第3号)。

なお、上記の期間の起算日は、定められた申告期間内に申告されている場合は申告日、定められた申告期間内に申告されていない場合は申告期日の翌日を起算日とします。

これらをまとめると次のようになります。

課税タイプ	査定期間	起算日
1. 法令により納税義務者が申告・納付すべき税金 (1) 規定期間内に申告し、かつ意図的な租税回避ではない場合 (2) 規定期間内に申告していない、あるいは意図的な租税回避	5年 7年	申告日 申告期日の翌日
2. 法令により貼付される印紙税	5年	印紙を貼付すべき日
3. 税務当局が課税台帳あるいは調査の過程で入手した資料により確定した課税額	5年	納付期日の翌日

■ 不服申立て・税務訴訟

税務案件にかかる不服申立て・税務訴訟などの行政救済手続きの手順は、通常以下の4段階となります。

段階	内容	手続期限	審理期間
①復査	確定税額または過料処分量に対し不服がある場合、各税務当局に不服申立てを行い、再審査を受けます。	納付書記載の納付期限の翌日より30日以内	3ヶ月～4ヶ月
②訴願	復査の決定に不服がある場合は、各税務当局の上級機関に訴願を提起します。	復査決定書を受領した日の翌日から30日以内	3ヶ月～5ヶ月
③行政訴訟 第一審	訴願の決定に不服がある場合は、高等行政裁判所に行政訴訟を提起します。	訴願決定書を受領した日の翌日から2ヶ月以内	6ヶ月～12ヶ月
④行政訴訟 第二審	高等行政裁判所の判決に不服がある場合は、さらに最高行政裁判所に行政訴訟を提起します。この第二審が一般的な行政救済手続の最終段階となります。	高等行政裁判所の判決理由書を受領した日の翌日から20日以内	6ヶ月～18ヶ月